

長野県諏訪湖環境研究センター外部評価懇談会開催要綱

(目的)

第1条 長野県諏訪湖環境研究センター（以下「センター」という。）が行う事業及び調査研究が真に県民益につながるものとなるよう、中長期的な観点から客観的かつ公正に行われているか評価を受けるため、諏訪湖環境研究センター研究管理要綱第7条及び第8条の規定による外部評価懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構成)

第2条 懇談会の構成員は次に掲げる者の中から、所長が依頼し、承諾の得られた4名以内の者で構成する。

（1）学識経験者

（2）水質保全、生態系保全に関する団体関係者等

（3）その他センター長が必要と認める者

2 懇談会に座長をおき、座長は会議の議事を進行する。

(会議の開催)

第3条 懇談会は原則として年1回、所長が構成員を招集して開催する。

(開催方法等)

第4条 懇談会の開催方法等は別に定める「長野県諏訪湖環境研究センター外部評価懇談会開催要領」によるものとする。

(附則)

この要綱は令和7年2月10日から施行する。